

償却資産にかかる固定資産税の法人実効税率への影響等

地方法人課税等に関する研究会

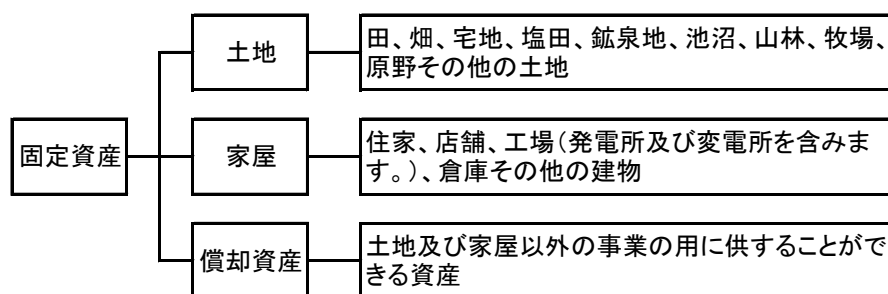
2010年10月8日

みずほ総合研究所

鈴木 将覚

償却資産にかかる固定資産税の概要

図表1 固定資産税



(資料)逸見幸司「図解地方税(平成21年版)」大蔵財務協会。

図表2 償却資産にかかる固定資産税

課税主体	全市町村(東京都23区は東京都が課税、大規模償却資産の一定限度を超える部分は道府県)
課税標準	評価額(毎年評価替え)。減価償却の旧定率法を利用。
税率	標準税率1.4%
税収(2007年度)	1.6兆円(固定資産税全体の19%)

(資料)総務省資料より、みずほ総合研究所作成。

図表3 課税対象となる償却資産の要件

①	土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産であること
②	その資産の減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものであること。
③	鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと
④	自動車税の課税客体である自動車及び軽自動車税の課税客体である軽自動車等でないこと

(資料)逸見幸司「図解地方税(平成21年版)」大蔵財務協会。

図表4 償却資産の具体例

構築物	橋、軌道、ダム、庭園、門塀、広告塔
機械及び装置	加工・製造設備等の機械、建設工業機械
工具・器具及び備品	冷暖房機器、OA機器、通信設備、看板
その他	船舶、車両、航空機

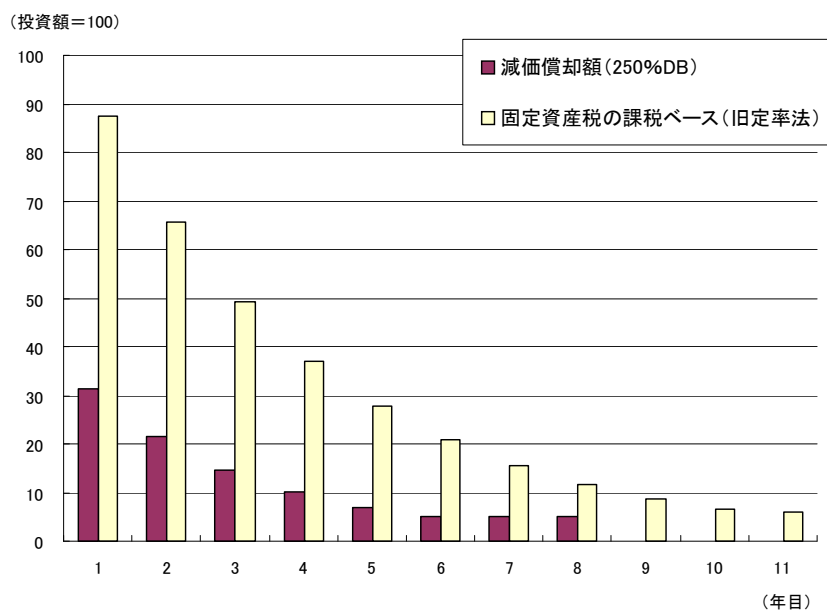
(資料)資産評価システム研究センター資料より、みずほ総合研究所作成。

償却資産にかかる固定資産税の課税ベース

- 償却資産にかかる固定資産税の課税ベース
- ① 初年度: 取得価額 × (1 - 減価償却率 / 2)
- ② 2年目以降: 前年度の評価額 × (1 - 減価償却率)

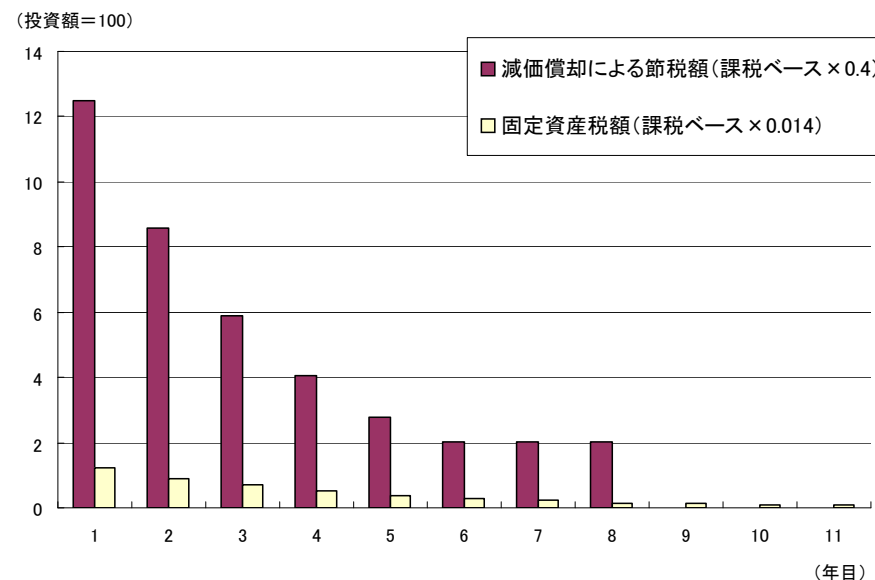
(注) 減価償却率は、旧定率法による。

図表5 減価償却額、固定資産税の課税ベース



(注) 耐用年数8年の機械設備。
(資料) みずほ総合研究所作成。

図表6 減価償却による節税額、固定資産税額

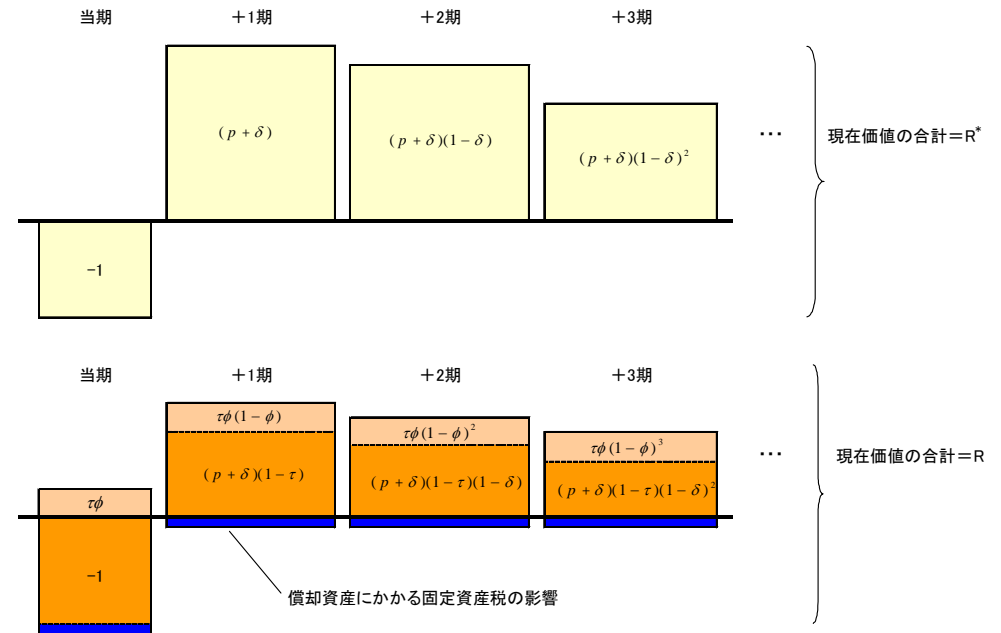


(注) 耐用年数8年の機械設備。
(資料) みずほ総合研究所作成。

法人実効税率の計算式 (Devereux-Griffith-Klemm型)

図表7 投資のNPV(上:税なし、下:税あり)

$$\begin{cases}
 R_t^* = \frac{p-r}{r+\delta} & (\text{NPV:税なし}) \\
 R_t = \frac{p+\delta}{r+\delta}(1-\tau) - 1 + A - B & (\text{NPV:税あり}) \\
 EMTR_t = \frac{R_t^* - R_t}{p/(r+\delta)} & (\text{法人税額/純収益率}) \\
 \tilde{p} = \frac{(1-A+B)(r+\delta)}{1-\tau} - \delta & (R=0\text{より}) \\
 EMTR_t = \frac{\tilde{p} - r}{\tilde{p}}
 \end{cases}$$



(資料)みずほ総合研究所作成。

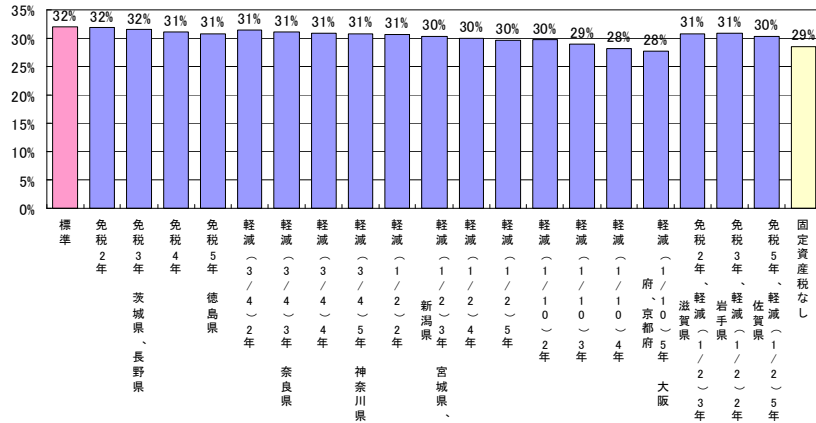
$$\begin{cases}
 A = \tau\phi \left[1 + \frac{1-\phi}{1+\rho} + \left(\frac{1-\phi}{1+\rho} \right)^2 + L \right] = \frac{\tau\phi(1+\rho)}{\rho+\phi} \\
 B = \tau_p \left(1 - \frac{\phi_{old}}{2} \right) \left[1 + \frac{1-\phi_{old}}{1+\rho} + \left(\frac{1-\phi_{old}}{1+\rho} \right)^2 + L \right] = \frac{\tau_p (1 - \frac{\phi_{old}}{2})(1+\rho)}{\rho + \phi_{old}}
 \end{cases}$$

(Aは減価償却の現在価値、Bは固定資産税の現在価値)

ここで、pは純収益率、rは実質割引率、deltaは経済的な減価償却率、tauは法人税率、tau_pは固定資産税率、phiは税務上の減価償却率、phi_oldは旧定率法における減価償却率表す。

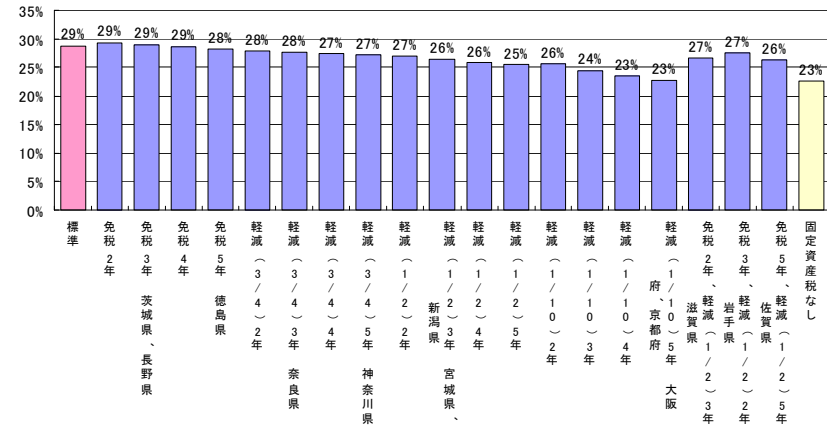
固定資産税を含めた法人実効税率(耐用年数8年の機械)

図表8 EATR(収益率=20%、割引率=13.5%)



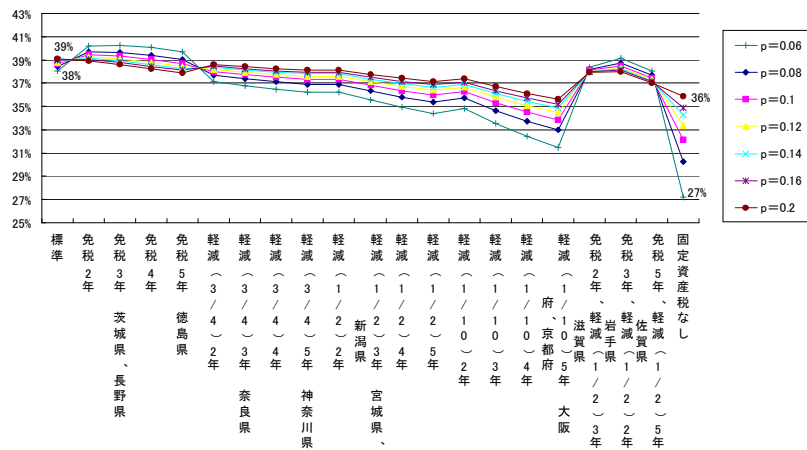
(資料)みずほ総合研究所作成。

図表9 EMTR(割引率=13.5%)



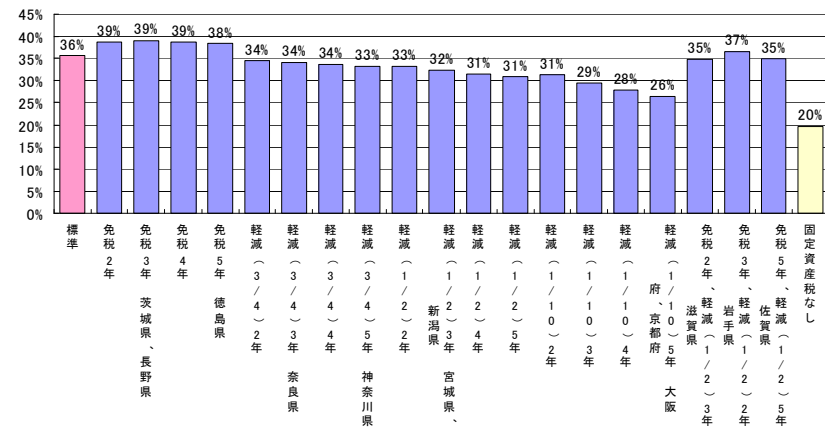
(資料)みずほ総合研究所作成。

図表10 EATR(収益率=6~20%、割引率=4.0%)



(資料)みずほ総合研究所作成。

図表11 EMTR(割引率=4.0%)



(資料)みずほ総合研究所作成。

○ 否定的な見方(中里, 2002)

- ・ 事業に対してのみ課税される。
- ・ 有形固定資産に対してのみ課税される。
- ・ 自動車と軽自動車は、別の税目が設けられている。
- ・ 船舶、車両、航空機等のように1つの市町村の区域を越えて移動して使用されるものが、特定の市町村で課税される。
- ・ 償却資産に対する固定資産については外国税額控除がとれないことになっており、外国企業の国内参入に不利になる。

→「意地の悪い見方をすれば、固定資産税は市町村との結びつきの見えやすい有形の大きな資産に対して課税させているだけであり、これは市町村の徴収能力を考えた結果なのではないか」

○ 肯定的な見方

- ・ 企業も公共サービスの利用に対する一定の課税を納める必要がある。応益課税としての固定資産税。

○ 償却資産にかかる固定資産税(実質的な法人税)は、応益原則を満たすのか。法人税の転嫁と帰着を考慮する必要がある。

地方法人税は応益課税か

○ 法人税の帰着先を特定することは難しいが、法人税を実質的に負担するのは個人である。一次的には、法人税は配当、賃金、価格のいずれかに転嫁される。

① 法人税が配当に転嫁される場合

- ・ 法人税は、資本所得(企業段階+個人段階)に対する企業段階の課税。

② 法人税が賃金に転嫁される場合

- ・ 法人税は、実質的に賃金税となる。遺産がなければ、賃金税は消費税と等価。

③ 法人税が価格に転嫁される場合

- ・ 実質的に消費税と同じ。

⇒開放経済の一般均衡モデルでは、法人税の多くが労働(賃金)に帰着するとの見方が有力。一人当たり資本が減少し、生産性及び実質賃金が低下する。

○ 地方法人税の負担と地方サービスの受益者が一致する保証はどこにもなく、両者が乖離すると考えるのが自然。このため、地方法人税は応益性を満たさない。法人に対する固定資産税も同じ。

(参考1) 法人税の転嫁と帰着に関する先行研究(実証分析)

- 先行研究(実証分析)をみると、データ及び推計方法は多様である。しかし、結論は法人税の多くが労働に帰着することで一致。

図表12 法人税の転嫁と帰着に関する実証研究

実証研究	データ	主な推計結果	対象
Hassett and Mathur (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ・国別データ。 ・72カ国(製造業)。 ・1982～2002年(5年ごとのsub-periods) 	1%の法人税率引き上げで、賃金が0.8%減少する。	国・地方の法人税
Felix (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ・家計サーベイデータ ・19カ国。 ・1979～2002年。 	1%の法人税率引き上げで、賃金が0.7%減少する。	国・地方の法人税
Arulampalam, Devereux and Maffini (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業データ。 ・欧州9カ国。 ・1996～2005年。 	1%の法人税率引き上げは、賃金を短期的には0.97%、長期的には0.75%減少させる。	国・地方の法人税
Desai, Foley and Hines (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ・米国多国籍企業データ。 ・1989～2004年。 	法人税は、労働が57%負担する。	国・地方の法人税
Gyourko and Tracy (1989)	<ul style="list-style-type: none"> ・125の米国都市。 ・1980年。 	1%の法人税率引き上げは、賃金を約1%低下させる。	州の法人税(米国)
Felix (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ・米国50州。個人データ。 ・1977～2005年。 	1%の法人税率引き上げで、賃金が0.14～0.36%低下する。	州の法人税(米国)

(資料)みずほ総合研究所作成。

- 外形標準課税は、法人活動に対する課税という点では法人税と同じ。応益性に疑問。
- 課税ベース：消費税は消費、外形標準課税は純生産。
- $Y=C+I=W+R$ （Y:産出量、C:消費、I:投資、W:労働所得、R:資本所得、政府と貿易は無視）より、
 - { $C=W+R-I$ （消費税の課税ベース）
 - { $W+R-d=C+I-d$ （外形標準課税の課税ベース、d:減価償却）

図表13 付加価値税の種類

計算方式		具体例
○ 控除型 課税ベース:「売上高-仕入高(資本財を含む)」	○ 仕入高控除方式(Subtraction Method) 計算方法:(売上高-仕入高(資本財を含む))×税率 (取引全体に適用)	日本の消費税、 米国のBAT案
	○ クレジット方式(Credit Method) 計算方法:売上高の税額-仕入高(資本財を含む)の税額 (個別取引ベースで適用)	EU型のVAT
○ 加算型(Addition Method):生産課税ベースの場合 課税ベース:「事業収益(資本財は減価償却分のみ控除)+賃金+純支払利子+純賃貸料」 ① 付加価値=売上高-仕入高(資本財は減価償却分のみ控除) ② 事業収益(資本財は減価償却分のみ控除)=売上高-賃金-純支払利子-純賃貸料-仕入高 (資本財は減価償却分のみ控除)		外形標準課税

(資料)みずほ総合研究所作成。

- 地方税原則として重要なのは、特に次の3つ。
- ① 応益原則：受益と負担の一致。租税輸出は避けられるべき。
- ② 課税ベースの移動性が小さい：さもなければ、租税競争によっていずれの自治体も十分な税収を上げられない。
- ③ 限界的財政責任：限界的に歳出を増やす場合に、居住者がそれを負担する。居住者の負担がない場合には無駄な歳出が生じやすい。

図表14 地方税原則

Musgrave (1983)	Bird (1993)
① 地方税は、地方自治体間の移動性の低いものが望ましい。【移動性】	① 課税ベースは、移動性の小さいものにすべきである。これによって、地方政府が税率を変更する余地ができる。【移動性】
② 累進個人所得税は、包括所得を効率的に算定する政府が課税すべきである。【包括所得】	② 税収は、地方のニーズを満たし、伸長性のあるものであるべきだ。【伸長性】
③ 再分配を目的とした累進課税は、主に中央政府に割り当てられるべきである。【再分配（3機能）】	③ 税収は、安定的で予測可能なものであるべきである。【安定性・予測可能性】
④ 経済安定化を目的とした税は、中央政府に割り当てられるべきである。地方税は経済変動に対して安定であるべきである。【経済安定化（3機能）】	④ 地方税は、納税者にフェアであると思われるべきである。【公正】
⑤ 地域間格差が大きい税は、中央政府に割り当てられるべきである。【格差】	⑤ 地方税は、効率的に徴税されるものであるべきだ。【徴税の効率性】
⑥ 応益税 (benefit tax) と利用者料金 (user charge) は全てのレベルの政府（市町村、州、国）にとって適切である。【応益性】	⑥ 税負担の多くを非居住者に輸出することを不可能にすべきである。【受益と負担の一致】
	⑦ 課税ベースは、説明責任を保証するように可視性の高いものであるべきだ。【可視性】

(資料)みずほ総合研究所作成。

○ 望ましい地方税目

・ 地方税目として望ましいのは、土地・家屋に対する固定資産税、個人住民税、地方消費税等。

① 土地・家屋に対する固定資産税：移動性が低い。応益原則を満たす。

② 個人住民税：均等割は応益原則を満たす。所得比例部分も累進性がないため、過度な再分配は避けられる。限界的財政責任の機能が働く。

③ 地方消費税：税負担を最終消費地と出来る限り一致させることで、応益原則を満たすことができる。移動性、税収確保の観点からも地方税として望ましい。

○ 地方法人税や償却資産にかかる固定資産税は、応益原則や課税ベースの移動性の観点から地方税には不適。

○ 地方消費税の充実は、地方の財源の平準化にも寄与する(参考:ドイツにおける広義の水平的財政調整)。限界的な税収の調整は個人住民税で行うのが望ましい。

(参考2)ドイツの水平的財政調整

- 水平的財政調整が182億ユーロ、垂直的財政調整が26億ユーロ(財政制度等審議会, 2007)。
- 2つの水平的財政調整
 - ・「狭義の」水平的財政調整: 富裕州が拠出金を提供し、財源力の弱い州に配分。
 - ・「広義の」水平的財政調整: 付加価値税の地域配分を含む。この段階の調整力が大きい。

図表15 ドイツにおける広義の水平的財政調整

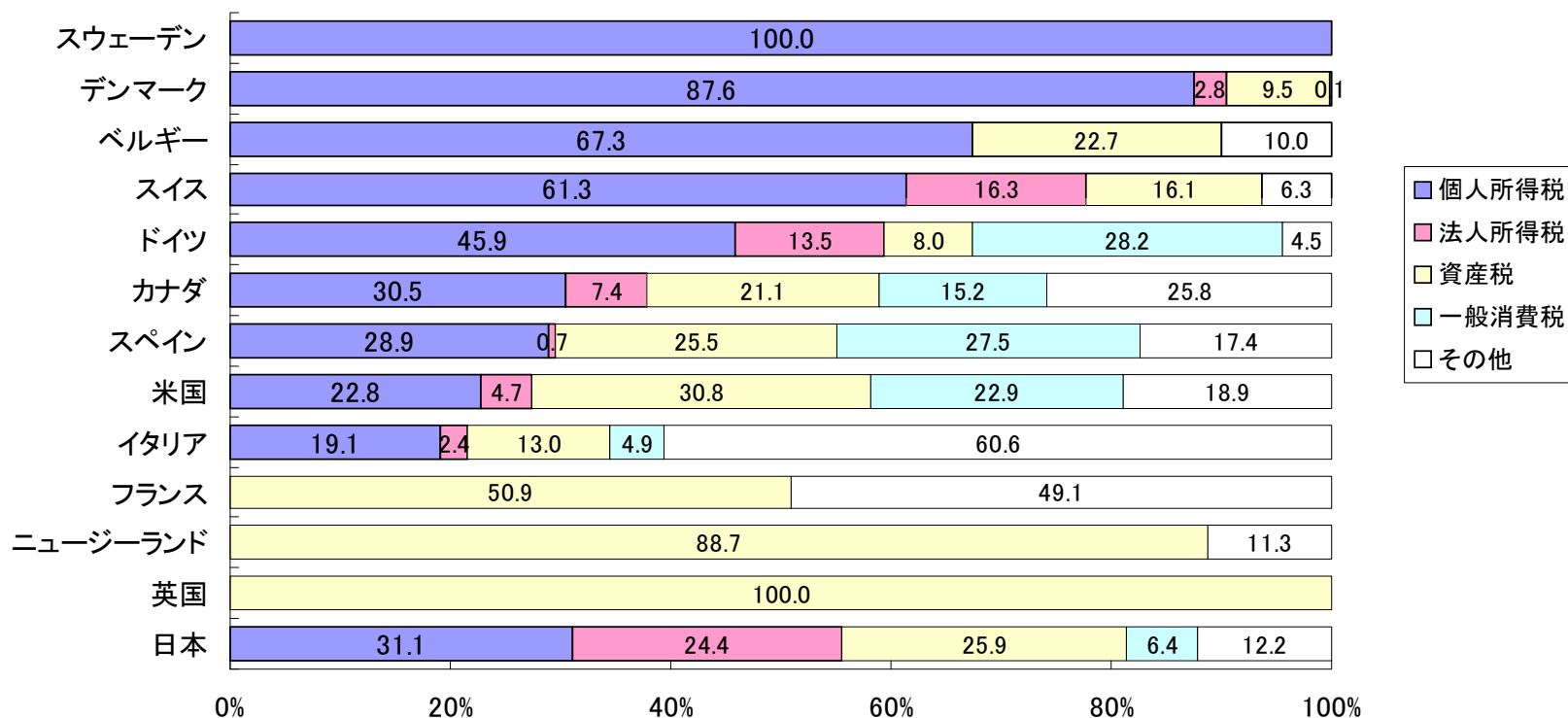
第1段階	税収全体の7割弱を占める「共有税」(所得税、法人税、付加価値税)の連邦、州、市町村への配分が行われる。配分比率は、所得税については連邦と州がそれぞれ42.5%、市町村が15%、法人税については連邦と州がそれぞれ50%、付加価値税については連邦が53.1%、州が44.8%、市町村が2.1%となっている。
第2段階	付加価値税に関する州間の財政調整が行われる。付加価値税収の75%が人口に基づいて各州に配分され、残りの25%が財政力の弱い州に傾斜配分される。
第3段階	州間の財政調整が行われる(狭義の水平的財政調整)。「財政力測定値」(各州の財政力)と「調整額測定値」(標準的な財政力)が比較されて、前者が後者を上回る州は水平的財政調整の財源を拠出し、後者が前者を上回る州は財政調整給付を受け取る。「財政力測定値」は、「共有税収」と「州税収等」の合計に「市町村税収の64%」が加えられたもの。「調整額測定値」は、「財政力測定値」の各州合計値から補正人口を加味して計算された標準的な財政力である。

(資料)財政制度等審議会(2007)を参考に、みずほ総合研究所作成。

地方税の構成比(国際比較)

- 日本は、地方税に占める法人所得税の割合が高い。
- スウェーデンは住民税のみ、英国は個人の固定資産税のみ。

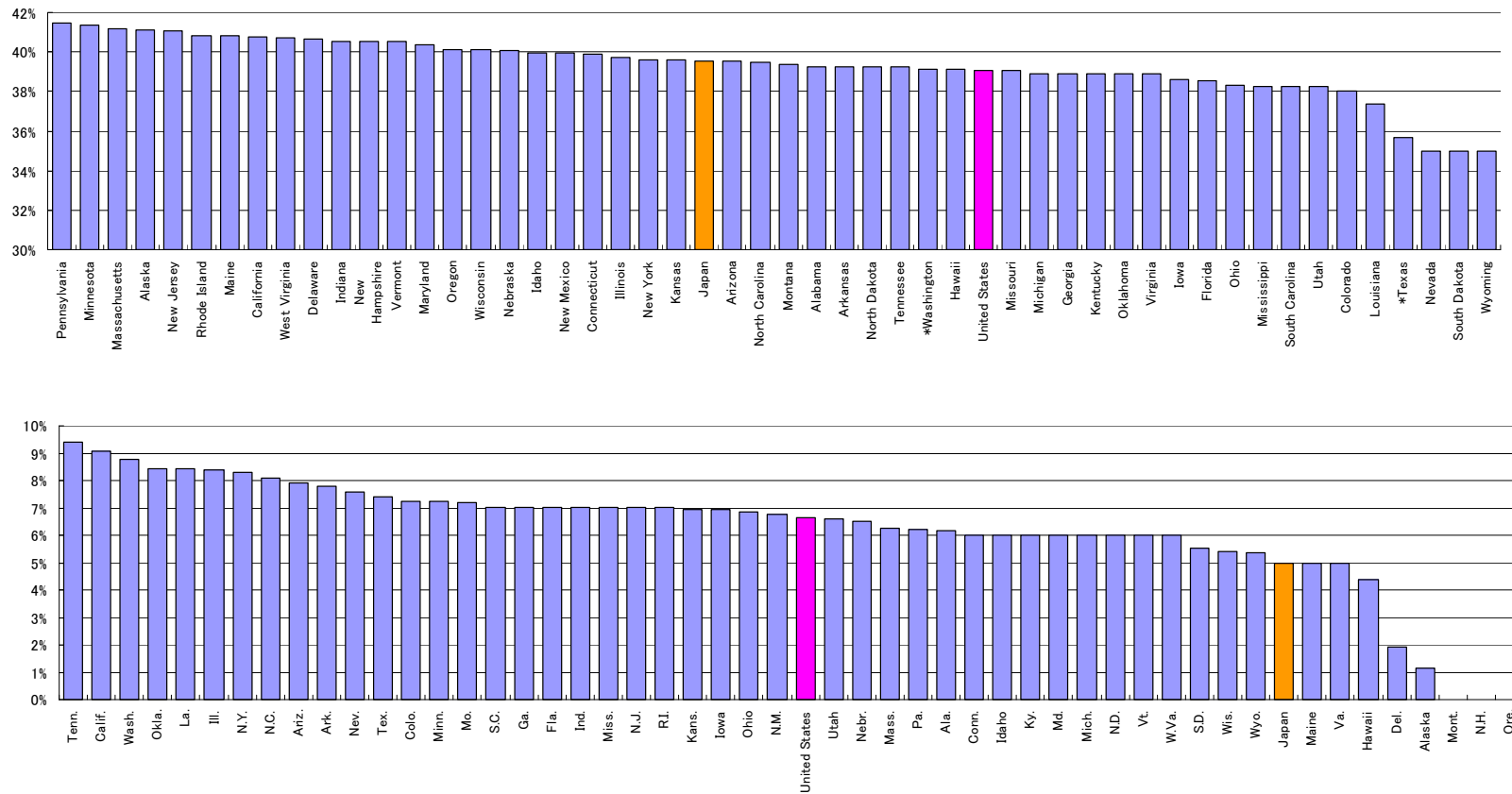
図表16 地方税の構成比



(注)ドイツ、カナダ、米国はstate and local governmentsのベース。
 (資料)OECD, Revenue Statistics.

(参考3) 米国の法人税率、小売売上税率(州別)

図表17 米国州別の連邦・州の法人税率(上)、小売売上税率(下)



(資料) OECD, Revenue Statistics.

© みずほ総合研究所

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。